

議案第38号

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2025年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、次の理由により改正するものです。

- (1) 2025年4月1日に実施する組織改正に伴い、関係する規定を整理するため
- (2) 1か月以上の行政財産の目的外使用の許可に関する項目の専決区分を改めるため
- (3) 学びの多様化学校の開設に伴い、教育センターの個別決裁事項を改めるため

別紙のとおり、町田市教育委員会事務決裁規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 2025年4月1日に実施する組織改正に伴い、関係する規定を整理するため
- (2) 1か月以上の行政財産の目的外使用の許可に関する項目の専決区分を改めるため
- (3) 学びの多様化学校の開設に伴い、教育センターの個別決裁事項を改めるため

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 共通決裁事項の庶務に関する事項のうち、個人情報に関する項目の合議先を市政情報課長から法務課長に改めます。(別表第2の1の項関係)
- (2) 共通決裁事項の財務に関する事項のうち、1か月以上の行政財産の目的外使用の許可に関する項目の専決区分を、継続申請及び軽易なものについては、専決区分を部長とすることとします。(別表第2の3の項関係)
- (3) 個別決裁事項のうち、教育センターに関する事項に、学びの多様化学校への就学、転学等の教育措置に係る事務の処理に関する規定を加えます。(別表第3の7の項関係)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会事務決裁規程（平成13年3月町田市教育委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第8条関係） 共通決裁事項 1 庶務に関する事項						別表第2（第8条関係） 共通決裁事項 1 庶務に関する事項					
項目	教育長	専決区分			合議先	項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長				部長	課長	教育機関の長	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(25) 個人情報 を保有し、 利用し、又 は提供す ること について、 個人情 報フ ァイル 簿等 を作成 すること。			○	○	<u>法務 課長</u>	(25) 個人情報 を保有し、 利用し、又 は提供す ること について、 個人情 報フ ァイル 簿等 を作成 すること。			○	○	<u>市政 情報 課長</u>
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
2 略						2 略					
3 財務（予算の執行、契約等を除く。）に 関する事項						3 財務（予算の執行、契約等を除く。）に 関する事項					
項目	教育長	専決区分			合議先	項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機				部長	課長	教育機	

				関 の 長	
略	略	略	略	略	略
(5) 行政 財産の 目的外 使用を 許可す ること (1か 月以上 のもの に限 る。)	○	○ (<u>継続 申請及 び軽易 なもの に限 る。</u>)			市有 財産 活用 課長
略	略	略	略	略	略

4 略

備考 略

別表第3 (第8条関係)

個別決裁事項

1～6 略

7 教育センターに関する事項

項目	教 育 長	専決区分		合 議 先
		部 長	課 長	
略	略	略	略	略
(9) <u>学びの多様 化学校への 就学、転学等 の教育措置 に係る事務 を処理する こと。</u>			○	

8～10 略

				関 の 長	
略	略	略	略	略	略
(5) 行政 財産の 目的外 使用を 許可す ること (1か 月以上 のもの に限 る。)	○				市有 財産 活用 課長
略	略	略	略	略	略

4 略

備考 略

別表第3 (第8条関係)

個別決裁事項

1～6 略

7 教育センターに関する事項

項目	教 育 長	専決区分		合 議 先
		部 長	課 長	
略	略	略	略	略
(9) <u>出席停止の 命令を決定 すること。</u>	○			

8～10 略

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。